

四国大学へのアクセス



2024年度
(令和6年度)

科目等履修生募集要項

四国大学短期大学部
栄養士養成サポートプログラム
(履修証明プログラム)



大学へのアクセス

- 徳島阿波おどり空港から JR 徳島駅まで 路線バス約20分
- 徳島港から JR 徳島駅まで 路線バス約15分
- JR 徳島駅から 路線バス約20分
「四国大学前」下車 徒歩3分
- 徳島 IC から車で10分

人が集まる「人」をつくる、大学。



目 的	四国大学短期大学部では、主に調理師の方を対象に、栄養士取得に必要な基礎的科目およびキャリア関連科目を学び、調理と栄養の業務に必要な能力の向上を図るため、履修証明プログラムを本学人間健康科食物栄養専攻に開設しました。調理と栄養の業務に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア形成に関する知識を身に付けるプログラムとなっています。
開設する学部等	四国大学短期大学部人間健康科食物栄養専攻
履 修 資 格	四国大学短期大学部において、科目等履修生として就学の目的を達することができる学力を有すると認められるもので、大学入学資格を有する者。
定 員	10名程度
出 願 書 類	1 栄養士養成履修証明プログラム科目等履修生願書（写真貼付） 2 履歴書 3 最終学校の卒業(修了)証明書 4 検定料の振込金受取書(振込明細書)の写し *振込先口座は、出願時に問い合わせてください。 ※出願書類等の個人情報については、目的以外には使用しません。 ※出願書類等は返還しません。
出 願 期 間	令和6年2月15日 ～ 令和6年3月1日
出 願 先 及 び 問 合 せ 先	教育支援課 科目等履修生担当 〒771-1192 徳島市応神町古川 TEL 088-665-9922 FAX 088-665-9932 * 出願期間中の受付時間 9:30～16:30（土・日・祝日をのぞく）
選 考 ・ 許 可	授業科目担当者の承認のうえ、当該科目開設学部において選考し、学長が許可します。
履 修 手 続	1 合格の通知を受けた者は、誓約書を提出してください。 2 履修料納入者には、科目等履修生証を交付します。
履 修 料 等	四国大学履修証明プログラムの定めによる。 ・検定料 15,000円 ・登録料 5,000円 ・履修料 120,000円
費 用 の 負 担	実験・実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とします。
履 修 期 間	1年間 令和6年4月入学～令和7年3月修了 前学期 令和6年4月 9日 ～ 令和6年9月20日 後学期 令和6年9月25日 ～ 令和7年3月14日

履修可能科目・
単 位 数

【前学期開講科目】

科目名	単位数
基礎生物化学	2 単位
食品学	2 単位
食品加工学	2 単位
栄養学総論 I	2 単位
栄養指導論	2 単位
調理学	2 単位
調理学実習 I	1 単位
社会人基礎力入門	2 単位

【後学期開講科目】

科目名	単位数
給食経営管理論	2 単位
生化学	2 単位
栄養学各論	2 単位
臨床栄養学総論	2 単位
食品化学実験	1 単位
臨床栄養学実習	1 単位
栄養指導実習 I	1 単位
調理学実習 II	1 単位
キャリア形成入門	2 単位
自己と社会・地域論	2 単位

授 業 の 受 講

- 1 授業は、オンラインで実施することがあります。
- 2 オンラインで実施する場合、ポータルシステムおよびmanaba courseを使用します。使用方法については、事前に説明します。

修了要件及び履
修証明書の交付

授業科目を履修し、試験内規および学業成績評価規則に基づき、合格した者には、所定の単位を認定します。修得単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付します。

【修了要件:20単位以上修得】

修了者には、「四国大学短期大学部栄養士養成サポートプログラム」の履修証明書を交付します。

短期大学部入学
後の 単 位 認 定

本プログラムで履修した単位は、人間健康科食物栄養専攻入学後、30単位を上限として単位を認定することができます。

諸 規 則 の 遵 守

科目等履修生は、本学の諸規則を守り、所期の目的を達成するよう努めなければなりません。科目等履修生に関し必要な事項は、学則および四国大学科目等履修生規則を適用します。

履 修 の 中 止 等

科目等履修生が本学の諸規則に反する行為または科目等履修生として相応しくない行為を行った場合は、科目等履修生の身分を剥奪し、授業科目の履修を中止します。また、受講を許可された科目の取消しを希望する場合は、教育支援課へ申し出てください。

留 意 事 項

- 1 身体に障がいのある方で、特別な配慮を必要とする場合は、出願前に教育支援課へ相談してください。
- 2 納入した履修料は返還しません。
ただし、手続き完了者で履修を辞退する場合は、履修辞退届(本学所定用紙)を令和6年3月29日(必着)までに提出した者に限り、履修料を返還します。
- 3 履修期間終了後、引き続き科目等履修生として履修を希望する場合は、検定料・登録料は徴収しません。
- 4 履修期間終了後は、科目等履修生証は返還しなければなりません。
- 5 連絡事項は、ポータルシステムおよびmanaba courseを使用するので確認してください。